

8 基本的な考え方

青梅市総合長期計画や青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略などを踏まえ、子育て家庭を支援する考えのもと、放課後子供教室など他の放課後における子どもの居場所づくり施策と連携を図りながら、学童保育事業を拡充していく。

特に喫緊の課題である学童保育所における待機児童の解消を図るため、「青梅市子ども・子育て支援事業計画（76ページから82ページ）」で示した確保の方策に加え、新たに3つの解消方策を実施していく。

なお、実施に当たっては、指導員の確保や育成指導など質の向上についても留意して進めていく。

解消方策1：学童保育所の整備

解消方策2：民間事業者の参入促進

解消方策3：障害児入所制限の撤廃

【解消方策1】学童保育所の整備

今後も学童保育所の利用希望に対応するとともに、青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定めた基準のうち経過措置へ対応する必要があることから、待機児童が多いもしくは多くなることが予想される小学校区から、順次、学童保育所を拡張・整備し、定数の増加、待機児童の解消を図る。

整備に当たっては、子どもにとっても負担が少ないことや、施設総量の抑制・圧縮を目指す青梅市公共施設再編基本方針などを踏まえ、学校施設（余裕教室や特別教室、ピロティ、学校敷地）の利用について、教育委員会など関係課等で検討会を設けるなど最優先で検討する。確保できない場合は、隣接小学校区との共同利用や市有地での対応、空き店舗の利用など経費を抑制する対応を図るとともに、複合的もしくは用途転用が可能なものとする。

あわせて、青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定めた基準のうち、経過措置を講じた2項目についても、生活の場としての機能にも留意し、適合を図っていく。

＜適合させる基準＞

- ・ 専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保する。
- ・ 一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする。

実施スケジュールとしては、待機児童が存在する東部地域および西部地域において、国の目標と歩調をあわせ、平成30年度までに集中して整備する。

○ 整備スケジュールと待機児童数の見込み

整備年度	整備する学校区と定数	未実施時の待機児童数	実施時の待機児童数
平成27年度	1 学校区(藤橋小) 22 人	—	—
平成28年度	4 学校区(東部地域4) 200 人程度	413 人 (271 人)	413 人 (271 人)
平成29年度	3 学校区(東部地域2、西部地域1) 120 人程度	372 人 (228 人)	188 人 (120 人)
平成30年度	3 学校区(東部地域2、西部地域1) 120 人程度	364 人 (223 人)	92 人 (77 人)
平成31年度		336 人 (211 人)	32 人 (69 人)
計	11 学校区 460 人程度		

(注) 下段()で示した待機児童数は、専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保せず、平成27年度現在の学童保育所の定数のままと仮定した場合の推測値である。

(注) 平成27年度に藤橋学童保育所を整備することは決定しているため、平成28年度の待機児童数は方策実施の有無にかかわらず変化しない。

【解消方策2】民間事業者の参入促進

今後の学童保育所に対する需要については顕在化したものだけでなく、潜在的なものもある。また、児童1人につきおおむね1.65㎡以上の面積を確保するためには、既存学童保育所においても現在の定数を減少させなければならない。このような中ですべてを市において対応することは困難な側面がある。このため、児童福祉法の改正により、株式会社等でも学童保育所を運営できるようになり、参入も比較的容易になったことをとらえ、財政的な支援などにより、保育所や幼稚園など民間事業者の参入を促し、待機児童の解消を図る。

実施スケジュールとして、平成28年度から実施する。

【解消方策3】障害児入所制限の撤廃

入所承認児童数が定数に達していない学童保育所においても、障害児定数により障害児の入所が制限され待機児童となる実状がある。これを受け、平成27年7月と12月に青梅市学童保育所実施要綱を改正し、障害児の入所定数を緩和してきた。しかしながら、静養スペースの確保や職員の追加手配に影響される状況には変更がない。このため、学童保育所の整備と合わせ静養スペースを確保するなど安定的に安心して入所できるよう環境整備に努め、障害児の入所制限の撤廃を確実にし、待機児童の解消を図る。

ただし、専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保する必要があることから、学童保育所の定数内での対応とする。障害児が増加することで保育全体の低下を招かないように配慮する。

実施スケジュールとして、平成28年度から実施する。

青梅市子ども・子育て支援事業計画
別冊 学童保育所待機児童解消プラン

発行者 青梅市

編集 青梅市子ども家庭部子育て推進課

発行日 平成28年3月

住所 〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508